

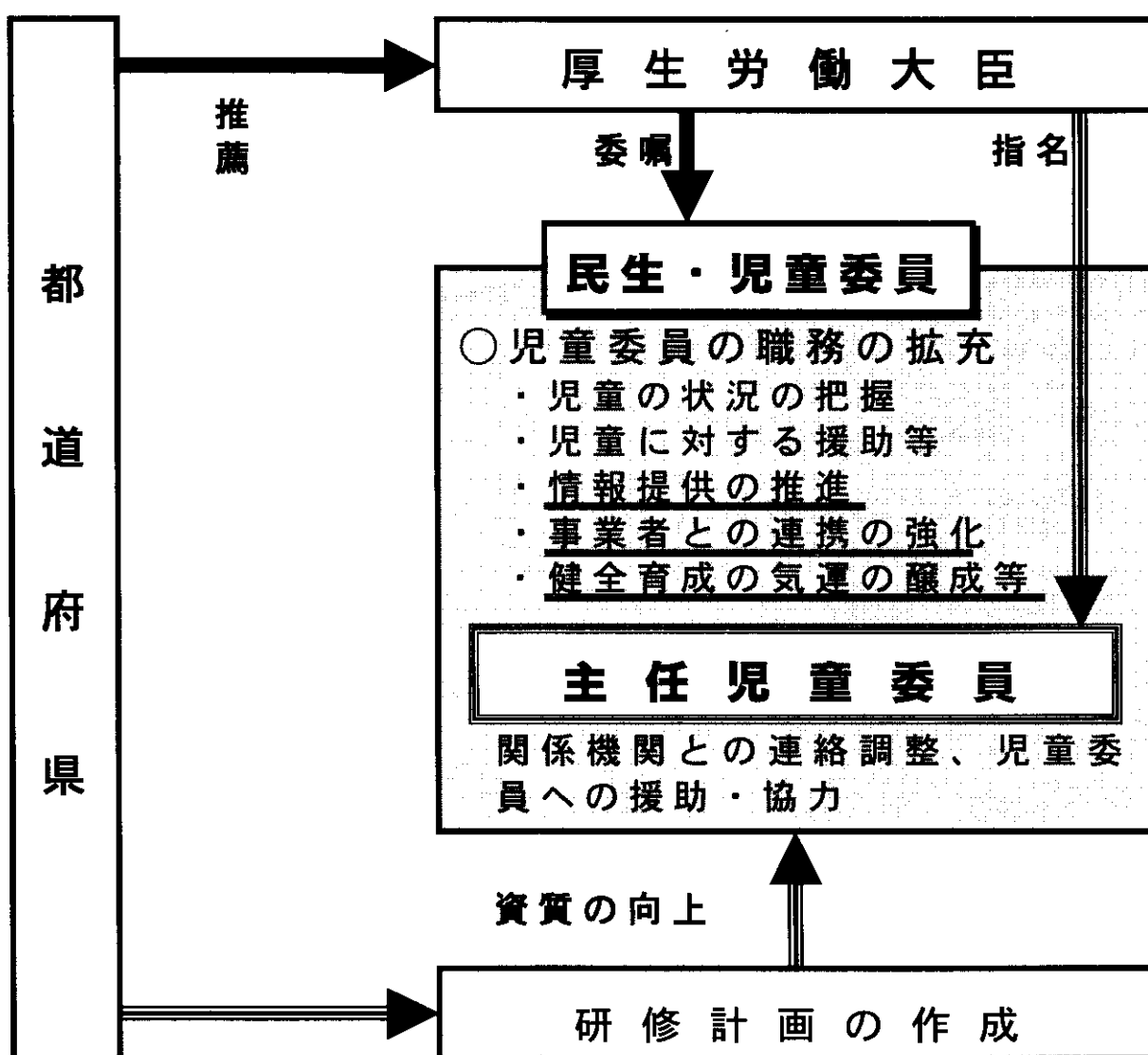
3

兒童委員關係

児童委員の活動の活性化について

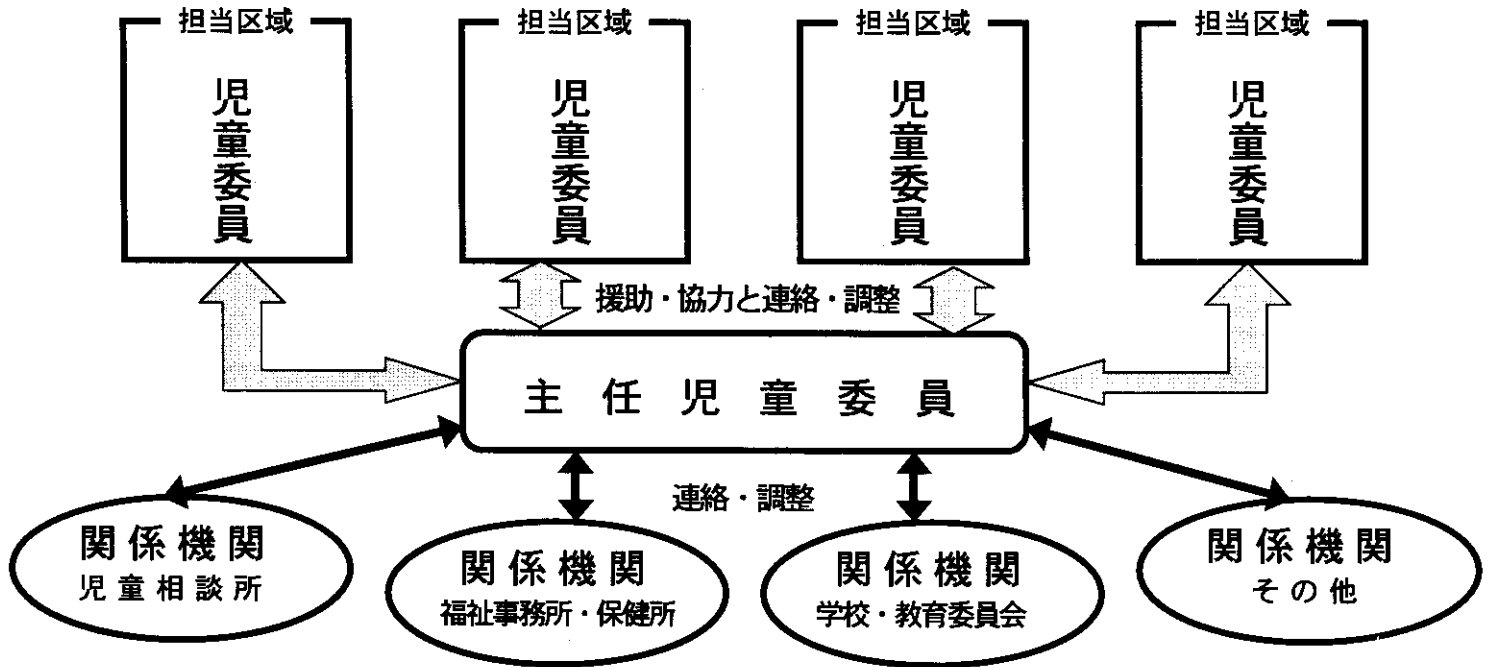
- 児童委員活動の一層の活性化を図るため、児童委員の職務の拡充、主任児童委員の法定化を行うとともに、今後、民生・児童委員の増員を図っていく。

改正イメージ



—— は改正事項

主任児童委員と児童委員の関係



(参考)

○民生・児童委員 定数 202,369名

○主任児童委員 定数 14,455名

(平成10年12月1日現在)

児童委員の研修事業について

9 1 百万円

1 趣 旨

今日、虐待やいじめ、非行などの児童問題が深刻化する中で、地域における子育て支援の充実が期待されている。中でも、福祉の第一線で活躍する児童委員の果たす役割が大きく期待されており、地域の実情に応じた虐待相談受付の窓口的業務等の活動を一層、強化する必要がある。

このため、平成13年12月に児童委員が改選されることを踏まえ、全員の児童委員が地域の状況によりよく対処できるよう、具体的な事例をもとに、児童委員の実践的な活動方法や技法等を習得するための研修会を開催し、児童委員活動の強化を図る。

2 事業内容 児童委員研修会の開催

3 実施主体 都道府県、指定都市

4 補助単価等

(1) 補助か所数 59県・市

(2) 補助単価 検討中

(児童相談所単位で実施できるような単価を検討中)

(3) 補助率 1/2

主任児童委員の研修について

10百万円

○保育や虐待防止のための主任児童委員活動の活性化事業

主任児童委員に対する保育や虐待の専門的研修（主任児童委員活動活性化ブロック研修会）の実施及び啓発資料の作成。

主任児童委員に対してブロック研修会を予定しているので開催県にあっては、種々ご協力いただくことになるので、よろしく願いしたい。

主任児童委員の増員について

1. 定数の改正

平成13年12月に予定されている民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選にあたり、主任児童委員の定数を、現行（平成10年設定）の14,455人から約6,000人増の約20,000人強とする。
具体的には、主任児童委員配置基準の改正により、各都道府県、指定都市、中核市が設定する民生委員・児童委員協議会を組織する区域ごとの主任児童委員の定数を最低2人とし、現在1人の区域の解消を図る。

2. 経緯

主任児童委員は、民生委員・児童委員のうち児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として、区域を担当する民生委員・児童委員と連携し、協力して要援護児童・家庭の援助を行うことを目的として、平成6年1月1日に創設された。

近年の少子化、子育て不安、児童虐待問題等を背景に業務の増加や困難事例対応が増加したため、全区域に複数配置ができるよう要望されていた。
このため、本年12月の一斉改選（3年ごと）を迎えるにあたり、全区域への複数配置ができるよう配置基準の改正を行った。

3. 主任児童委員配置基準表の改正の概要

民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

| | 主任児童委員の定数 |
|------------------------|-----------|
| 民生委員・児童委員の定数19人以下 | 1人 |
| 民生委員・児童委員の定数20人以上39人以下 | 2人 |
| 民生委員・児童委員の定数40人以上 | 3人 |



民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

| 民生委員協議会の規模 | 主任児童委員の定数 |
|-------------------|-----------|
| 民生委員・児童委員の定数39人以下 | 2人 |
| 民生委員・児童委員の定数40人以上 | 3人 |

民生委員・児童委員関係資料

(1) 民生委員・児童委員改選数の推移(平成12年3月31日については、厚生省報告例による)

| 改選(委嘱)日 | 定数 | 委嘱数 | 男 性 | | 女 性 | |
|-------------|---------|---------|---------|----------|---------|----------|
| | | | 実数 | 構成比 % | 実数 | 構成比 % |
| 昭和21年12月31日 | 127,749 | 122,905 | 111,093 | 90.4 | 11,812 | 9.6 |
| 昭和31年12月31日 | 122,057 | 120,550 | 94,600 | 78.5 | 25,950 | 21.5 |
| 昭和41年12月1日 | 129,793 | 128,453 | 92,571 | 72.1 | 35,882 | 27.9 |
| 昭和58年12月1日 | 174,065 | 173,033 | 103,455 | 59.8 | 69,578 | 40.2 |
| 昭和61年12月1日 | 179,061 | 177,906 | 104,113 | 58.5 | 73,793 | 41.5 |
| 平成元年12月1日 | 184,321 | 183,460 | 103,649 | 56.5 | 79,811 | 43.5 |
| 平成4年12月1日 | 189,965 | 189,205 | 102,230 | 54.0 | 86,975 | 46.0 |
| 平成7年12月1日 | 197,102 | 195,791 | 99,848 | 51.0 | 95,943 | 49.0 |
| 平成10年12月1日 | 202,369 | 200,564 | 未調査 | | | |
| 平成12年3月31日 | 202,369 | 200,956 | 97,123 | 48.3 | 103,833 | 51.7 |

◎ 主任児童委員委嘱状況(平成12年3月31日については、厚生省報告例による)

| | | | | | | |
|------------|--------|--------|-------|------|--------|------|
| 平成6年1月1日 | 13,936 | 13,713 | 3,591 | 26.2 | 10,122 | 73.8 |
| 平成9年1月1日 | 14,445 | 13,745 | 3,305 | 24.0 | 10,440 | 76.0 |
| 平成10年12月1日 | 14,445 | 14,376 | 未調査 | | | |
| 平成12年3月31日 | 14,445 | 14,313 | 3,413 | 23.8 | 10,900 | 76.2 |

(2) 民生委員・児童委員による相談指導状況

| | 相談指導 総 数 | 民 生 委 員 活 動 | | | | 児 童 委 員 活 動 | | | 小 計 | 小 計 | その他 | |
|----------|-------------|-------------|-----------|---------|---------|-----------------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| | | 生活保護 | 老人福祉 | 身体障害者福祉 | 知的障害者福祉 | 生活福祉資金・その他の福祉資金 | 老人保健 | 児童福祉 | | | | 母子・父子福祉 |
| H 実数(件) | 15,022,857 | 1,239,387 | 7,225,083 | 922,025 | 245,038 | 625,577 | 676,832 | 891,412 | 471,525 | 170,365 | 1,533,302 | 2,555,613 |
| 7 割合(%) | 100.0 | 8.3 | 48.1 | 6.1 | 1.6 | 4.2 | 4.5 | 5.9 | 3.1 | 1.1 | 10.2 | 17.0 |
| H 実数(件) | 14,248,693 | 1,130,133 | 6,920,442 | 841,836 | 222,592 | 625,481 | 658,641 | 840,887 | 422,576 | 135,728 | 1,399,191 | 2,450,377 |
| 8 割合(%) | 100.0 | 7.9 | 48.6 | 5.9 | 1.6 | 4.4 | 4.6 | 5.9 | 3.0 | 0.9 | 9.8 | 17.2 |
| H 実数(件) | 14,058,182 | 1,116,657 | 6,807,854 | 802,381 | 215,748 | 600,113 | 706,340 | 865,717 | 414,706 | 135,736 | 1,416,159 | 2,392,930 |
| 9 割合(%) | 100.0 | 7.9 | 48.4 | 5.7 | 1.5 | 4.3 | 5.0 | 6.2 | 2.9 | 1.0 | 10.1 | 17.0 |
| H 実数(件) | 13,938,264 | 1,093,227 | 6,830,938 | 729,965 | 197,578 | 593,694 | 719,251 | 803,765 | 386,822 | 126,899 | 1,317,486 | 2,456,125 |
| 10 割合(%) | 100.0 | 7.8 | 49.0 | 5.2 | 1.4 | 4.3 | 5.2 | 5.8 | 2.8 | 0.9 | 9.5 | 17.6 |
| H 実数(件) | 12,964,820 | 1,079,456 | 6,241,831 | 666,246 | 183,588 | 517,388 | 768,382 | 821,987 | 363,613 | 116,847 | 1,302,447 | 2,205,482 |
| 11 割合(%) | 100.0 | 8.3 | 48.1 | 5.1 | 1.4 | 4.0 | 5.9 | 6.3 | 2.8 | 0.9 | 10.0 | 17.0 |
| H 実数(件) | 13,171,242 | 1,062,291 | 5,891,094 | 600,872 | 196,179 | 492,656 | 686,106 | 866,281 | 365,520 | 113,776 | 1,345,577 | 2,896,467 |
| 12 割合(%) | 100.0 | 8.1 | 44.7 | 4.6 | 1.5 | 3.7 | 5.2 | 6.6 | 2.8 | 0.9 | 10.2 | 22.0 |

◎主任児童委員による相談指導状況(再掲)

| | | | | | | | | | | | | |
|----------|---------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|---------|--------|--------|---------|--------|
| H 実数(件) | 330,164 | 4,360 | 29,100 | 6,579 | 7,055 | 4,321 | 3,967 | 175,767 | 22,792 | 11,722 | 210,281 | 64,501 |
| 7 割合(%) | 100.0 | 1.3 | 8.8 | 2.0 | 2.1 | 1.3 | 1.2 | 53.3 | 6.9 | 3.6 | 63.8 | 19.5 |
| H 実数(件) | 359,125 | 4,589 | 31,822 | 7,229 | 7,273 | 4,405 | 4,047 | 194,812 | 24,741 | 11,574 | 231,127 | 68,633 |
| 8 割合(%) | 100.0 | 1.3 | 8.9 | 2.0 | 2.0 | 1.2 | 1.1 | 54.3 | 6.9 | 3.2 | 64.4 | 19.1 |
| H 実数(件) | 399,302 | 4,747 | 32,121 | 7,509 | 7,585 | 4,694 | 5,383 | 221,459 | 26,959 | 12,996 | 261,414 | 75,849 |
| 9 割合(%) | 100.0 | 1.2 | 8.0 | 1.9 | 1.9 | 1.2 | 1.3 | 55.5 | 6.8 | 3.3 | 65.5 | 19.0 |
| H 実数(件) | 411,758 | 4,682 | 35,386 | 7,714 | 8,189 | 4,626 | 5,397 | 224,628 | 28,093 | 13,503 | 266,224 | 79,540 |
| 10 割合(%) | 100.0 | 1.1 | 8.6 | 1.9 | 2.0 | 1.1 | 1.3 | 54.6 | 6.8 | 3.3 | 64.7 | 19.3 |
| H 実数(件) | 460,623 | 4,712 | 38,261 | 7,560 | 10,128 | 4,542 | 6,230 | 255,383 | 30,943 | 14,041 | 300,367 | 88,823 |
| 11 割合(%) | 100.0 | 1.0 | 8.3 | 1.6 | 2.2 | 1.0 | 1.4 | 55.5 | 6.7 | 3.0 | 65.3 | 19.3 |
| H 実数(件) | 486,313 | 4,923 | 36,494 | 7,637 | 10,892 | 4,608 | 6,402 | 274,204 | 33,234 | 14,479 | 321,917 | 93,440 |
| 12 割合(%) | 100.0 | 1.0 | 7.5 | 1.6 | 2.2 | 0.9 | 1.3 | 56.4 | 6.8 | 3.0 | 66.2 | 19.2 |

資料:社会福祉行政業務報告

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

主任児童委員の選任について

本日、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）」が公布され、平成13年12月1日より、同法中児童委員に関する改正規定が施行されるところである。

この規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第3項及び第4項の規定に基づき、厚生労働大臣は、都道府県知事（同法第59条の4の規定により都道府県知事の事務を処理することとされた指定都市及び中核市の市長を含む。）の推薦を受けて、主任児童委員を指名することとなるが、当該推薦を行うに当たっては、次の事項に留意の上、適任者の選出に努められたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものであることを、念のため申し添える。

1 推薦の基準

児童福祉法第12条の2第2項に規定される職務を行う者として、児童福祉に関する理解と熱意を有し、区域を担当する児童委員と一体となり、積極的な活動を行うことができるものと認められる者を主任児童委員として推薦すること。

2 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

民生委員法第5条の規定に基づく都道府県知事（同法第29条の規定により都道府県知事の事務を処理することとされた指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）による厚生労働大臣に対する民生委員・児童委員の推薦及び民生委員推薦会による都道府県知事に対する民生委員・児童委員の候補者の推薦は、同法第6条第2項の規定により、主任児童委員として指名されるべき者を明示して行うこと。

(2) 指名手続

主任児童委員は、厚生労働大臣から指名された場合においては、別紙様式による辞令が交付されることとなるが、辞令の伝達は、都道府県知事において行うこと。

(別紙様式)

民生委員・児童委員 氏 名

主任児童委員に指名します

年 月 日

厚生労働大臣 氏 名 印

雇児発第762号
社援発第2115号
平成13年11月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

主任児童委員の選任について

本日付けで公布された「児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）」については、平成13年12月1日付けで児童委員に関する規定が施行されることである。

今般、上記法律において、主任児童委員が法定化されたことを受け、本日厚生労働省発雇児第414号をもって厚生労働事務次官から通知されたところであるが、主任児童委員の選任に係る取扱について、別添「主任児童委員選任要領」を定め、平成13年12月1日から適用することとしたので、留意の上適任者の選出に努められるよう特段の御配慮を願いたい。

本通知の施行に伴い、「主任児童委員の設置について」（平成5年3月31日児発第283号厚生省児童家庭局長、社会・援護局長通知）は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

(別添)

主任児童委員選任要領

1 定数

主任児童委員の定数は、平成13年6月29日雇児発第433号社援第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。

2 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第1 推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び昭和37年8月23日社発第547号厚生省社会局長・児童局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第3 民生委員・児童委員の適格要件」並びに平成13年6月29日雇児発第434号社援第1146号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の一斉改選について」の「1 民生委員・児童委員の選任に当たっての一般方針について」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

- (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。
 - ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - ② 学校等の教員の経験を有する者
 - ③ 保健婦、助産婦、看護婦、保育士等の資格を有する者
 - ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動等の活動実績を有する者
- (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- (3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、昭和37年8月23日社発第547号厚生省社会局長・児童局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の「民生委員・児童委員選任要領」の様式第1号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとする。

（2）指名手続

都道府県知事が、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。